ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成20年10月14日から平成26年３月31日までとする。

ニ　その他

深川・留萌自動車道、日高自動車道、百石道路、湯沢横手道路、仙台北部道路、仙塩道路、米沢南陽道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年３月30日から本割引を適用する。

⑩　平日昼間割引

イ　割引をする自動車

高速国道又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）、かつ、平日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

㈠　割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）の通行料金並びに別表６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡又は㈢を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈡　割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別表６のうちＡ及びＢに掲げる高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程適用日からに限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別表６のうちＡ及びＢに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、㈢を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

｛１－（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２－30）÷（Ｌ＋Ｌ’１＋Ｌ’２）｝×100（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ、Ｌ’１及びＬ’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（単位：キロメートル）

㈢　大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×0.7＋Ｌ’２Ｒ’２）＋105）×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’×0.7

※ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×0.7＋Ｌ’２Ｒ’２）＋105）×ｔ又はＰ’×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＤ若しくはＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×（((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×（１－ｄ））＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×（１－ｄ））×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’×（１－ｄ）

※ただし、上記式において、（ａ×（((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×（１－ｄ））＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×（１－ｄ））×ｔ又はＰ’×（１－ｄ）の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。